

定額減税補足給付金(不足額給付金)(※)申請書

専従者または
所得48万円超

支給市区町村(令和7年度個人住民税の課税市区町村)
ひたちなか市長 あて

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、
令和6年分非課税世帯(または均等割のみ世帯)向け給付の世帯主、または世帯員として対象とならなかった方であって、
・青色事業専従者 又は 事業専従者の方
・合計所得金額が48万円超である方

下記の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】

- 1 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金(不足額給付金)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、以下のいずれかの条件を満たすこと
・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の支給対象にはならなかった。
・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の支給対象にはならなかった。

- 2 定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
3 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
	明治・大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金(不足額給付金)申請書の提出を委任します。			申請者氏名	署名

2. 振込口座(原則、1. の申請者の口座とします。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい)	/	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(フリガナのみ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1			

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

裏面も必ずご確認ください

提出書類

☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付金) 申請書(本書)』

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名等(表面中部)

☐ 振込口座(表面下段)

☐ 署名(表面最下部)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書のコピー』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類のコピーをご用意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類のコピー』

※ マイナンバーカード(表面)、運転免許証、介護保険証、パスポート、在留カード等、いずれか1点。

※ 代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類が必要です。

※ 法定代理人の場合は、登記事項証明書等も必要です。

☐ 『受取口座を確認できる書類のコピー』

※ 通帳やキャッシュカード等のコピー

(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義(カナ)が記載されている部分)いずれか1点。

※ インターネットバンキングの方は、上記の箇所がわかる画面を印刷してください。

※提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)